

- 1 教育振興事業（奨学金）

【議事内容】

< 所管課からの説明 >

< 主な質疑 >

（中本委員）

給付対象世帯の年収 350 万円は、課税前の所得か。自営業の方はどうなるのか。

（所管課）

市民税所得割額 18,900 円未満、年収に置き換えると 350 万円未満という計算をしている。

（中本委員）

総所得が 350 万円ではないのか。そうであれば、給与の額面が 500 万円ぐらいになる。

（所管課）

年収 350 万円について、調べて後で回答。

（大西委員）

堺市で年収 350 万円以下の層はどの位の割合になるのか。

（所管課）

年収 350 万円以下の層は、府で 20.7%。堺市としてのデータはないが、堺市に当てはめてもこれぐらいになると思われる。

（中村委員）

事業開始当初から給付額は変わらないのか。

（所管課）

金額は事業開始当時から変わっていない。

母子家庭から一般世帯へ対象を広げたり、専修学校も対象にしたり、採用人員枠に力点を置き進めてきた。

（有田委員）

月額 3,000 円の根拠は何か。

(所管課)

教科書代等、学校に行くために必要な費用が年間 36,000 円程度というデータに基づいている。

(豊田委員)

採用者の公立・私立の割合はどうなっているか。

(所管課)

21 年実績で、公立 53.1%、私立 46.9%。

(大西委員)

給付金の使途について調査はしているか。

(所管課)

使途調査はしていないが、在籍調査は年 2 回実施している。在籍が確認できなければ給付をストップしている。

(司会)

事業開始当初に給付額を 3,000 円に設定した根拠は何か。

(所管課)

高校教育を受ける上で、教科書代や授業料を含めた中で必要な経費の中で、3,000 円ということ。

(中本委員)

年収 350 万円についての回答がないが。

(所管課)

給与所得以外で考えると、大阪府の高校授業無償化の目安として年収 350 万円未満という数字がある。給与所得であろうと、給与所得以外であろうと、目安として市民税所得割額が 18,900 円未満という数字があって、それを年収に置き換えたら 350 万円未満となる。それを目安とした。

(中本委員)

市民税所得割額が 18,900 円未満ということは、課税標準で 189,000 円。

(所管課)

課税標準までは把握していない。税額としては 18,900 円で、年収に置き換えると 350 万円未満としている。

(有田委員)

所得調査など、堺市の現状を調査分析した上で、府に準じてでなく堺市独自の目標設定をすべき。

次のテーマの幼児補助金では、所得に関係なく補助金額が設定されているのに、奨学金では所得制限があるなど、基本的な教育方針がないから堺市としてふれた対応になるのではないか。

(所管課)

堺市在住でも、府内のどこかの高校に進学することもあるので、大阪府の基準に合わせた。

(中本委員)

年収で区切るのではなく、広く薄く給付するより、対象を絞って手厚く給付すべきではないか。実は、給与所得が少なくても、祖父母がお金持ちのところもある。行政で真に給付金が必要な人を把握できないのか。

(所管課)

現在の給与で区切る方法で続けたい。

(豊田委員)

なぜ貸付ではなく給付なのか。

(所管課)

府の育英会が貸付である。返済額が多額にならないようにした。

(中本委員)

大学進学者に対しての奨学金はあるのか。

(所管課)

国(日本学生支援機構)が行っているので、堺市としては考えていない。

(有田委員)

対象者を増やした場合、財源は確保できるのか。

月額 3,000 円では十分ではないと思うので、給付額を高くして十分な支援をするのか、年収制限を引き上げて広く支援するのか、方針をどちらかに決めないといけないのではないか。

(所管課)

広くカバーするという方向で進めていく。

財源についても、目安の 350 万円という目標値を上げている以上、その線で進めていく。

(司会)

現状は、0 円の方が対象になっている。

(中村委員)

薄く広く給付していることはよいが、受給者のご意見は聞いているか。

(所管課)

堺高校で、通学費や参考書を買えたりして助かった、という感想はあった。

(中村委員)

困窮した家庭にはもっと増額しないといけないと思う反面、教科書代等が出せるのはありがたいということもあり、判断がむずかしい。

(司会)

給付対象者について、本当に支援が必要な方をつかめないのか。

(所管課)

高校への就学をもって、能力・やる気があると考えているので、他の要件での選考は考えていない。

<評価>